



国保加入者のみなさんへお知らせ

令和 7 年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。

国民健康保険税は納期限内に納めましょう！

世帯員が国保に加入している場合世帯主が納付義務者となり、世帯主あてに納税通知書が送られます。

納付期限を過ぎてしまうと、督促料や延滞料がつくほか、納付書が使えなくなり役場窓口での納付書再発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。

*令和 7 年度（令和 6 年収入分）の申告はお済みでしょうか？

国保税では、申告等に基づき所得の判定を行っています。申告がまだお済でない方はお早めに村民生活課にて所得の申告をお願いします。

（国保税の軽減や入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。）

《令和 7 年度 国民健康保険税の納付期限》

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/31	1/31	2/28

【 被保険者証 】 は 【 資格確認書 】 へ
名称が変わりました！

納付相談はお早めに！

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
 - ② 事業主都合による失業等により生活が困難になったとき
 - ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
 - ④ 災害（火災・風水害）により住宅等に損害を受けたとき
- 納付が困難な時は、滞納のままにせずお早めにご相談下さい。

国民健康保険税の限度額が変わります

令和 7 年度国民健康保険税の税率が変わります。

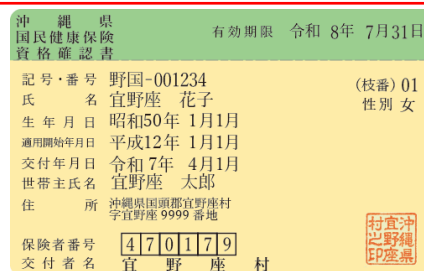
現在市町村毎に定めている保険税率は、数年後に沖縄県内全市町村で統一される予定ですが、現在の村の税率は県平均を下回っています。このような状況を踏まえ、国保税を改定することになりましたので、ご理解の程よろしくお願い致します。また、今後も段階的に税率が上がる事が予想されます。

納め忘れのない
口座振替も
おすすめです。



※年金特別徴収の方は年金
受給日に天引きされます。
※口座振替の方は、指定金融
機関から毎月 20 日に振替
します。20 日が土・日・
祝祭日の場合は、翌営業日
に口座振替となります。

現在交付している資格確認書の色
は、「オレンジ」です。令和 8 年
7 月 31 日まで使用できます。



☆マイナ保険証一体化☆
マイナンバーカードと紐づけし
ている場合は「資格情報のお知
らせ」を交付しています。

資格情報のお知らせ

令和 7 年 6 月 11 日 発行
交付者名：宜野座村
保険者番号：470179

記号・番号 野国001234 (枝番) 01
氏名 宜野座 花子

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です。